

# 役員等費用弁償規程

社会福祉法人 大成慈恵会

## 社会福祉法人大成慈恵会役員等費用弁償規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大成慈恵会（以下「法人」という。）の役員、評議員、外部委員（以下「役員等」という。）の費用の弁償について定めるものとする。

### (業務の種類)

第 2 条 費用の弁償をする業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 行政機関による実地指導等の立会
- (5) 研修会・会議等への参加
- (6) 理事及び監事が行う法人の一般業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

### (費用弁償)

第 3 条 第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の業務の場合は、日額費用弁償（日当及び交通費を含む。）を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員又は委員の場合は支給しない。

日額 6,000円

2 第 2 条第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号の業務を行う場合は、「社会福祉法人大成慈恵会旅費規程」により旅費及び日当を支給することができる。

### (改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

### (施行期日等)

1. この規程は、昭和 60 年 10 月 11 日より施行し、昭和 60 年 4 月 1 日に遡って適用する。

### (施行期日等)

1. この規程は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日等)

1. この規程は、平成6年1月14日から施行する。

(施行期日等)

1. この規程は、平成13年7月26日から施行する。

(施行期日等)

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日等)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の第2条第1項第3号のあらかじめ行う委員会の費用の弁償については、この規程を適用する。

(施行期日等)

1. この規程は、平成30年7月1日から施行する。